

平成25年7月10日

於・1002会議室（10階）

第994回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第18号)	1
(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第19号)	5
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計 画に係る認定申請の受付結果	14
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更について (諮問第20号)	20
(2) 株式会社あいテレビのテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通 信設備の変更について（諮問第21号）	23
(3) 日本テレビ放送網株式会社のテレビジョン放送を行う基幹放送局の 電気通信設備の変更について（諮問第22号）	23
(4) 放送法施行規則の一部を改正する省令案について (諮問第23号)	27
(5) 日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可に ついて（諮問第24号）	33
5. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○日本放送協会平成24年度決算の概要について	38

6. 閉	会	47
------	---	-------	----

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第18号)

○前田会長 最初に、審議ですが、諮問第18号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、布施田移動通信課長からご説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 布施田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、デジタル特定ラジオマイクの技術的条件に関する無線設備規則の一部を改正する省令案につきまして説明いたします。お手元に諮問第18号説明資料と、もう一枚、その下に参考資料があると思いますが、こちらでご紹介させていただきます。

参考資料の横長の紙を見ていただきたいと思います。

まず、このラジオマイクでございますが、こちらは劇場、コンサート、また番組の収録スタジオなどで使われているものでございまして、歌手の声を音声のコントロールに送る、また舞台上の演奏者の音を音声のコントロールに送る、または歌手に送るというものに使われているものでございます。免許を有する無線局となつてございまして、現在、アナログ中心ではございますけれども、約2万本、2万局のラジオマイクが活用されているところでございます。こち

らのデジタル化ということで、デジタル特定ラジオマイクというものがございます。アナログよりも雑音に強いという意味での高品質、また周波数の利用効率が図られるということから、平成21年からデジタル特定ラジオマイクが導入されているところでございます。

ですが、デジタルということでございますので、送ろうとしている元の音声をデジタル化して、その情報を圧縮して送って、受信側ではそれをまた圧縮を戻して音声に戻すという作業をいたしますので、どうしても遅延が発生いたします。現在のデジタル特定ラジオマイクでは、3～5ミリ秒の遅延が発生いたしております。この遅延が、実際使おうとすると、例えば後ろの楽器の音とかをラジオマイクで送って、歌手の方がそれに合わせて歌おうとすると、多少違和感を感じて、なかなか使いにくいという状況でございます。

一方、技術の進展という観点からいきますと、直交周波数分割多重（OFDM）という干渉に強い変調方式が、このようなデジタルラジオマイクのような小型のところでも、使えるようになってまいりました。OFDMと言いますのは、今の地上デジタルテレビの放送で使われている変調方式でございます。こちらを活用することで、その遅延の時間を1ミリ秒以下に抑えることができるという可能性が出てまいりました。

そこで、情報通信審議会の移動通信システム委員会におきまして、このデジタル変調方式を活用したデジタル特定ラジオマイクの技術的条件を審議いたしまして、情通審からは5月に答申をいただいたところでございます。

今回、総務省では、答申いただきました技術的条件に合わせて無線設備規則の改正案を用意したところでございます。お手元の参考資料の下側に低遅延型デジタル特定ラジオマイクの特徴と書いてございますが、まず変調方式のところ新たなOFDMを追加し、また占有周波数帯幅も600kHzに広げる。このような技術基準を設備規則に規定したところでございます。

お手元に配らせていただきました諮問書の写し、その後ろに設備規則の改正案がございますが、こちらには、そのような変調方式の追加、占有周波数帯幅の拡張、アンテナの利得などを加えた設備規則の改正案となっております。

この改正案自体につきましては、総務省からパブリックコメントをさせていただいております。6月8日から7月8日までパブリックコメントをいたしまして、いただいたコメントは、設備規則ではないのですが、これに関する告示につきまして、個人の方から1件、コメントをいただきました。そのコメントの内容は、用語の使い方に関するコメントでございました。

ご説明は以上でございます。設備規則の改正案のご審議、よろしくお願いたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。お願いします。

○原島代理 従来、デジタルは遅延が大きくて、現場では非常に使いにくかったんです。今回、アナログよりは遅延はあるけれども、現場で何とか使えるようなものが開発されたということで、非常にいいことだと思います。

ちょっと技術的なことになるかもしれませんが、お聞きしたいのは、ここではOFDMを採用することによって遅延が短くなったということですが、一般にこういう遅延は、変調だけじゃなしに、圧縮のほうで起こることがかなりありますね。圧縮は同じなんですか。それとも、占有帯域幅等が大きくなったということで、圧縮率を下げることによって遅延を少なくしたと考えられるのでしょうか。

○布施田移動通信課長 今、いただきましたご指摘で後者のほうでございまして、圧縮をかけずに送ることができるようになったというのが正しいところでございます。デジタル化の場合には符号化して、圧縮して送っているわけでご

ございますけれども、符号化しただけで、サンプリングでデジタルデータにした、生のデジタルデータが送れるほど大容量の変調方式を採用して占有周波数帯を確保したということでございます。

○原島代理 そうすると、ほとんど圧縮はかけていない。

○布施田移動通信課長 そうです。サンプリングして、そのままです。

○原島代理 昔で言うところのPCMそのままということで、遅延が少なくなったということですね。わかりました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょう。

○原島代理 それから、用語をちょっと。近接可能距離というのは、これは短ければ短いほどいいんですね。近接可能距離というのはどういう意味なのか、参考までにお聞きしたいんですけども。

○布施田移動通信課長 ご指摘のとおりでございまして、同じチャンネルを使って、どれだけ離れていれば干渉なく使えるかということでございます。短ければ、それだけ多くの繰り返し利用が可能となるというものでございます。

○原島代理 近接可能距離がアナログよりもかなり小さくなって、今までのデジタルよりも小さくなったというのは、干渉がないようにうまく設計できたということですか。

○布施田移動通信課長 はい。OFDMを使って電波を薄く弱く出すということで、近くにいても識別ができる。そこが干渉に強いという理由とさせてもらっています。それで繰り返し効率が上がるようになっています。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかに。アナログの遅延と比べると、若干でも長いのですけれども、これはプロの人たちが十分使い得るような範囲なのですか。

○布施田移動通信課長 情報通信審議会での審議の中では、プロの方々の御意見を聞きながら、1ミリ秒以内であれば、デジタルラジオマイクはこのよう

使い方でも十分たえられるという御意見はいただいております。

○前田会長　そうですか。ほかに、特にご質問、ご意見ありませんか。

特にご質問、ご意見、それ以上ないようですので、この諮問第18号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行ってはどうかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について(諮問第19号)

○前田会長　それでは、次に進みます。

諮問第19号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、星電波環境課長から説明をお願いいたします。

○星電波環境課長　星でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問第19号説明資料に基づきまして説明させていただきます。無線設備規則の一部を改正する省令案ということで、人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定の導入に向けた制度整備というものでございます。

説明に当たりましては、2枚目以降のパワーポイントを使って説明させていただきたいと思っております。2枚目をおめくりさせていただきたいと思っております。シートナンバー2と書いてあるところですが、背景というところがございます。

現状でございますけれども、電波の安全性の確保という観点から、頭部に近接して使用する無線設備について、比吸収率、SARと呼んでおりますけれど

も、この許容値を 2 W/kg を強制規格として無線設備規則に規定してございます。これは、対象となる無線設備は、携帯電話とか衛星携帯電話、それからいわゆる BWA と呼ばれる広帯域移動無線アクセスシステム。当然、電話をしますので、頭部に近接するというので、こういう設備について強制規格として SAR を測定することになっております。

右側の課題でございますけれども、昨今、人体、頭部以外に近接して使用する無線設備が普及しているというのが 1 つあります。それから、1 つの筐体に複数の無線設備を備えて、同時に電波を発射する機器が普及しているというものでございます。例としては、スマートフォンとかタブレット端末等というのが挙げられます。したがって、頭部における規制に加えて、人体頭部以外の安全性についても対応するための制度整備が必要になってきている。これが背景でございます。

それから、パワポのシートナンバー 3 番目でございますけれども、制度化に向けた国内外の動きというものでございます。

局所吸収指針というものを定めているわけでございますけれども、平成 23 年 5 月の情報通信審議会の答申になりますけれども、SAR の指針値は変わっていないんですけれども、適用範囲が、従来最大の周波数が 3 GHz だったものを 6 GHz に拡大しているものでございます。

それから、SAR の測定方法としまして、BODY SAR というところを見ていただきたいのですが、周波数レンジが 30 MHz から 6 GHz 。それから、複合端末というのは、1 つの筐体で複数の電波を出すような端末を想定して、IEC という国際標準化機関で標準化がなされている状況があります。この国際標準化に準拠するというので、情報通信審議会のほうから平成 23 年 10 月に答申をいただいているということでございます。

それから、各国の規制の状況でございます。頭部については、日本も欧米も

規制しておるのですけれども、B O D Y S A Rに関しましては、本件の改正、日本は今まで規制していなかったところでございます。欧州では、既に制度整備を終わっており、2014年、来年2月に発効することになっております。米国でも、既に制度整備が終わっている状況でございます。

続きまして、次のページ、シートナンバー4番をごらんいただきたいと思います。

このように、人体、頭を除く部分に近接して使用する無線設備が普及してきたこと。それから、複数の無線設備を備えて同時に電波を発射する機器が普及してきたこと。そのような無線設備に適用される比吸収率測定方法が国際標準化されたこと等を踏まえまして、電波の安全性担保に向けて人体の頭部を除く部分における比吸収率、B O D Y S A Rと呼んでおりますけれども、この許容値を制度化したいというものでございます。

制度化のポイントは2つございまして、1つ目でございますけれども、人体（頭部を除く）に近接して使用する無線設備について、B O D Y S A Rの許容値2 W / k g（四肢にあつては4 W / k g）を規定するというところでございます。

2つ目としましては、同一の筐体に収められた他の無線設備から同時に発射される電波があるときは、当該電波を含めて、許容値以下にしなければならないということを規定するものでございます。

シートナンバー5番目でございますけれども、人体（頭部を除く）に近接して使用する無線設備以外のB O D Y S A Rの対象設備としては、何が対象になるんですかという話ですけれども、対象となる無線設備については、携帯電話、衛星携帯電話、BWAのシステムということで、これは頭部のものと同じものでございます。

この対象設備を選定した考え方としましては、人体から20センチメートル

以内で使用するもの。ここにあるスマートフォンとかタブレット端末が想定されます。それから、広く一般国民が利用するもの。それと、SARに与える影響の大きいものということで、空中線電力とか利用形態等から単独で電波を放射する場合でも基準値を超えるおそれがあるものということで、この3つの考え方を踏まえて、携帯電話、衛星携帯電話、広帯域移動無線アクセスシステムというものを対象にしております。

それから、もう一つの条件でございますけれども、同一の筐体に収められた他の無線設備、これは何かというものでございますけれども、当然BODY SARの規制対象無線設備が入るのでございますけれども、それ以外に2.4GHz帯の小電力データ通信システム、5GHz帯の小電力データ通信システム。無線LAN等を想定していただければいいと思います。それから、PHS／デジタルコードレス電話を対象設備として規定していきたいと思っております。ただし、この同一筐体に収められた他の無線設備に関しましては、今後、いろいろな形態の設備が出てくることを想定して、告示に定めていきたいと思っております。それによって、スピーディーな制度あるいは対象設備の追加をしていきたいと考えております。

この対象となる無線設備の考え方でございますけれども、単独使用時には許容値を超える恐れはない。パワーが小さいということですが、BODY SARの規制対象無線設備と同一の筐体に収められることが想定されて、SARに一定の影響を及ぼす可能性がある無線設備ということで、今回、こういうものを規定していきたいと考えております。

それから、次のページをごらんいただきたいと思っております。6ページから9ページまでにつきましては、今回の改正案につきましてパブコメを実施して、それに対する意見が出されたもの、それとそれに対する考え方をまとめたものでございます。総数では11件出されております。そのうち2件が個人から出さ

れた意見なんですけれども、このご意見につきましては、本件の制度に直接関係するということはないんですけれども、いろいろとご示唆をいただけるような部分がございますので、今後の参考にさせていただくという考え方にしております。

それから、残りの9件でございますけれども、これは携帯電話事業者とか関連の業界団体とかメーカーでございます。総じて、これは全て賛成意見となっております。ただ、個別にはいろいろご意見がございまして、5点ほどございます。

1つ目は、今回の制度改正は国際標準に適合するために行うのであって、携帯電話端末が健康に悪影響を及ぼすとの誤解を与えないように、国として周知を十分やってほしいというご要望をいただいております。まさにそのとおりだと思います。

それから、無線設備と人体の位置関係を記した図面を添付するという事で、これは手続の関係で、そこを少し緩和してほしい。図面でなくてもいいんじゃないかということで、それもその方向で修正しております。

それから、測定方法でございますけれども、複数の電波を複数のポイントで測定しますので、できるだけ簡素化したい、してほしいという話がございますけれども、一応、国際標準化になっているということはあるんですが、今後の標準化動向とか技術開発の動向等を踏まえて、合理的な範囲であれば検討していきたいと回答しております。

それから、今回の測定対象は20センチメートル以内で使用するものを想定しているんですけれども、20センチメートルを超える状態で使用するものは対象外になるということはあるんですが、この辺の解釈というのは結構難しいので、ガイドラインを策定してもらいたいという話があつて、これも今後検討していきたいと思っております。

最後に、施行日、平成26年4月1日を想定しているんですけども、いろいろ事情があって、対応するためにはもう少し延長したほうがいいんじゃないかというご要望があるんですけども、既に出ているものは、改めて測定するということは無理ですので、そういうような経過措置を設けているということ。事前に関係者にいろいろ話を聞いて、来年4月1日であれば準備は間に合うだろうという話がございますので、経過措置は案のとおり、平成26年4月1日で行きたいという回答になっております。

条文の改正は、設備規則の1条に、従来、頭部のものがあつたんですけども、頭の部分を第2項にして、第1項にBODY SARの部分を記述するという形で改正させていただいております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○村田委員 1つ質問をしてよろしいですか。先ほど経過措置の話が出たんですけども、実際のところは、この許容値よりも、現在、市販されているものは超えているものがあるということなんですか。

○星電波環境課長 私どもがいろいろ調べたところ、超えているものはございません。かなり下回っているので、実態としては問題ありませんけれども、安全のためにこういう制度強化をするということです。

○村田委員 わかりました。

○原島代理 20センチメートル以内で使用するものに適用するということなんですが、各家庭に普通にあつて、この適用範囲外になるというのはどんなものが考えられるのでしょうか。

○星電波環境課長 なかなか難しいですね。多分私の理解では、スマートフォ

ンとかタブレット端末は、基本的には20センチメートル以内に入ってしまうので、20センチメートル以上になり得るようなものは、今のところ想定されないかなと。

○原島代理 離れて使うことになっているものとかはどうですか。

○星電波環境課長 ただ、20センチメートル以上離れて使いなさいとマニュアルに書いてしまうとか、そういうものがあれば例外になるでしょうけれども、今のところは想定しているものはございません。

○前田会長 同じような質問ですが、無線LANのように、スマホやタブレット側に入っているようなものは20センチメートル以内と近いですが、逆にこういうところに置く無線LANの中継局とか、そちらは対象にならないということなんですか。

○星電波環境課長 無線LANは、おっしゃるとおり単独では対象になっておりません。それは、パワーの問題とか、あるいは端末側じゃない無線LANに関しましては、基本的には20センチメートル以上、よほどのことがないと近接して使わないということもあって、今のところは対象にしておりません。ただ、今後、そういうものを対象にすべきという議論があれば、検討してまいりたいと思います。

○原島代理 アクセスポイントは対象にならない。

○星電波環境課長 なっていません。

○原島代理 私の机のこの辺にある。

それから、参考までに、無線設備ではなくて、いわゆる高周波利用設備の場合で、高周波利用設備も20センチメートル以内で使うことがあると思うんですけども、その辺はどういう形になっているのでしょうか。

○星電波環境課長 国際的な測定法は、高周波利用設備までまだ及んでいなくて、それをある程度日本の基準にするために、あるいは欧米もそうなんですけ

れども、今後、そういう標準化が進んだ中で、また検討していくことになるのかなと思います。まずは、今、標準化されている測定法でやれる範囲でやっていくということでございます。

○前田会長 実際の対象となるものの定義は、20センチメートル云々という書きぶりですか。それとも、携帯電話とか個別の利用設備の名称で指定していますか。

○星電波環境課長 個別の利用設備の名称で規定しています。ただ、省令の案の中に例外事項がございまして、別に告示で定める場合は、この対象になりませんという書き方にしてあるので、それは告示に落ちていって、基本的には告示の書き方で、さっき言ったとおり、ほとんど考えられない。20センチメートル以上で使うという条件つきで使うような機器があれば、それは対象にしませんというのを、規定なので、そういうような書き方をすることになっております。したがって、省令上は、個々の設備の名前、携帯電話とか、そういうことで規定しております。

○前田会長 ということで言うと、先ほど原島先生の言われたような高周波利用設備みたいなものは指定されないのでもともと入らないということですね。

○星電波環境課長 そうです。現状では入らないことになっております。将来的にどうなるかは、また別ですけれども。

○前田会長 先ほど家庭内に云々という原島先生のご発言があったけれども、家庭内だって、実際には高周波利用設備は、電子レンジとか電磁調理器とか、あるわけですよね。同じ安全性に関する基準のレベルで言うと、おそらくここで言う携帯から出ているような微弱な電波に比べると、はるかに強いものを20センチメートル以内のところを使う状況であるわけですね。はるかに強いというか、3桁ぐらい違うものが家庭内にはあって、そちらのほうは別に規制しているからということなんですね。

○星電波環境課長 ええ、高周波利用設備に関しましては、型式確認ということで、一応チェックして、もちろんドアを閉めた状態では電波が出ますので、そこから出る漏えい電波に関する規定はございます。

○前田会長 それで条文を読んでいたら、電波法上は高周波利用設備が電波として他に影響を与えるかどうかなので、測定の仕方も30メートルのところかどうか、そういう感じの測定になっていますよね。ここで言うSARのような厳密なことをやるわけじゃなくて。趣旨が違うので、とても同列には扱っていませんね。しかも法律体系も違うし。こうした問題は、実際にはどこかでは省庁を超えて調整する必要があるのかもしれないですね。同じ安全性という観点で言うと。というような気がいたしました。あまりにも規制しているレベルが違いますね。携帯電話等のほうがずっと安全だけれども、どうしてこんな違いが世の中に起こっているんだろうと思うと、ややそういう感じを受けましたね。電波法上は、別に何のクレームがあるわけでもないんですけれども。

○原島代理 人体への安全という意味では非常に重要なことですから、今回、国際標準に近づけるということで、かつ、ほかのものよりもかなり安全な形になっているということで結構だと思いますが、今後ともぜひ電波の安全性については、よろしく願いいたします。

○星電波環境課長 はい。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。

それでは、本改正について、特に反対のご意見もないようですので、諮問第19号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行ってはどうかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出して

ください。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果

○前田会長 それでは、次に進みます。

続けて、報告案件ということで、「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果」ということで、豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 よろしく申し上げます。報告事項でございます。広帯域移動無線アクセスシステム、BWAのための開設計画の認定の申請の受付結果について報告いたします。本件につきましては、認定のための審査基準となる開設指針につきまして、5月の電波監理審議会で答申を頂戴いたしまして、それを受けまして申請の受付を行いまして、6月24日に締切りました。現在、審査中でございますが、申請のうち基地局の設置の部分について報告するものでございます。

表紙をめくっていただきまして、申請の受付結果でございますが、5月24日から6月24日まで申請を受け付けましたところ、2件の申請がございました。UQコミュニケーションズ株式会社とWireless City Planning株式会社の2者、いわゆる既存のBWA事業者2社から申請がございました。

申請書に記載されている基地局の設置に関する数値をそのまま転記したものが別紙になっておりますので、2ページ目をごらんください。特定基地局の開設計画の申請概要ということで、2者並べております。

まず、2者の使用する技術でございますが、UQコミュニケーションズについては、下にWiMAX Release 2.1 Additional Elements方式と書いていますが、現在、UQコミュニケーションズでWiMAXとしてサービスをしているものの拡張版で、新しい方式を導入するという内容でございます。Wireless City Planningについては、AXGP方式ということで、現在使っている方式をそのまま使用するということでございます。

希望する周波数の範囲・幅でございますが、UQコミュニケーションズは20MHz幅を希望しております。Wireless City Planningは10MHz幅を希望しております。

下のほうに基地局の設置局数及び人口カバー率を表にしたものがございますが、大きく分けて上段が、今回割当てを希望している周波数を使う基地局、いわゆる新しいバンドの整備計画。下段が、既に割当てを受けている帯域における基地局の整備計画になっております。

まず、上段でございますが、今回、希望されている周波数における展開ですが、UQコミュニケーションズにつきましては、特定基地局については平成25年9月30日の運用開始を目指してございまして、平成25年度から設置していく。最終的に平成30年度末の段階で3万8,660局、人口カバー率で96.8%を計画しております。一方、右側、高度BWA基地局とございますが、これは前回、開設指針の策定の際にもご説明申し上げましたが、下の注2に小さい字で書いてありますが、150Mbps超の通信速度を可能にするシステムのことを高度BWA基地局と開設指針で定義しております。これにつきましては、UQコミュニケーションズは、平成26年1月31日の運用開始、同年3月のサービス開始の予定ということで、平成25年度から設置していき、最終的には平成30年度末の段階で3万8,208局、人口カバー率で96.6%の整備を目指しているものがございます。

一方、Wireless City Planningは、特定基地局については、平成26年7月31日の運用開始を予定しており、平成26年度からの設置を計画しております。平成30年度末で2万1,000局、人口カバー率で95.2%の計画となっています。一方、高度BWA基地局については、局数は全く同じでございます。平成26年7月31日から運用開始ということで、最終的には特定基地局と同じ2万1,000局を目指しているというものでございます。

次に、下段でございますが、既に割当てを受けている基地局の今後の整備計画でございます。UQコミュニケーションズにつきましては、指定済周波数、現に割当て済みの帯域における基地局については、順次増設を重ねていって、最終的には平成30年度末において3万8,660局。つまり、今回新しく割当てを希望している帯域における基地局数と同数の基地局整備を図っていくというものでございます。一方、高度BWA基地局相当の基地局につきましては、平成27年度から設置していく。最終的には3万8,208局ということで、上段の新しく割当てを受けるものと同数の基地局の設置を目指しているというものでございます。

Wireless City Planningにつきましては、指定済周波数の基地局については、最終的には6万6,563局、人口カバー率で95.7%の整備を目指しております。そのうち高度BWA基地局相当の基地局につきましては、平成25年度から順次整備するというので、平成26年1月31日に運用開始することを目指しております。最終的には6万5,684局、人口カバー率で95.4%を達成するという内容になっております。

本件につきましては、3ページに参考ということでお示ししておりますが、6月24日に申請を締切りまして、現在審査をしております。したがって、審査の結果がまとまりましたら、改めてその審査の結果、認定について電波監理審議会に諮問をし、答申をいただいて認定するという流れになっております。

4 ページ以降は、5月の電波監理審議会において答申を頂戴しました開設指針の骨子になっております。

4 ページ及び5 ページにつきましては、いわゆる絶対審査基準ということで、最低限満たすべき基準が記載されております。

最後の6 ページに、申請が競願した場合における競願時審査基準を示しております。第2基準はAからGまでございますが、順次、この審査をしていくということで、現在審査中でございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

○原島代理 両社の比較については、これからだと思いますので、ここでは単なる報告を受けるということ。

1つ、参考までにお聞きしたいのは、今回は新規ではなく、2者が出てきたということで、既に割当済みのものを持っている。この既に割当済みについてのデータがあるわけですが、新たに周波数を割当てるところでなしに、既に割当てているところをこれからどうするかというのも審査基準に入っているということでしたか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 5月に答申をいただいた開設指針の中において、既存事業者については、まず絶対審査基準として割当済み帯域において、5年以内に高度BWA基地局の運用をしてくださいということになっていました。

○原島代理 高度については、そうですね。そうでないものについて。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 競願時審査基準の中に割当済み周波数帯における高度BWA基地局相当の基地局と、高度BWA基地局ではない通常の基地局の、双方の人口カバー率について申請者間で比較するという基準を競願

時審査基準の中に設けております。

○原島代理 そうしますと、増設の数だということのご説明があったんですが、もう既に割当済みの周波数でサービスされているものについての、現在での人口カバー率は、またこれとは別にあるんでしょうか。86.0%というのは、現在の周波数を割り当てるときに、何年にはどのぐらいのカバー率でなければいけない。それは当然あったと思いますが、それとの関係はどうなっているんでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 既に割当済みの帯域につきましては、平成19年にBWAの導入に関する認定をいたしまして、5年たった平成24年、昨年12月に認定の有効期間が終了いたしております。その際は、人口カバー率の設定を、今回と同じように50%を満たすということで設定をしております。本件を満たしたかどうかについては、四半期ごとに報告を受けてチェックすることになっておりますので、毎回、チェックしておりましたが、達成されております。

なお、今回の募集に関しては、この人口カバー率の定義について変更いたしております。前回の認定では、市役所等をカバーすると、その当該市町村を全部カバーしたこととして人口カバー率を計算する方式で、人口カバー率50%設定をしております。今回は、その人口カバー率については、いわゆる500メートル四方のメッシュで計算する方式で、より細かく計算する方式としておりますので、人口カバー率の数字が、若干こちらのほうが一般的に低くなる傾向になります。

いずれにしても、認定をしているものについては、既に基準はクリアされた状態で申請されているという状況でございます。

○前田会長 この申請概要に示されている人口カバー率は、これからチェックしようとしている細かさでやったものと見受けられるんですが。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい、その通りです。

○前田会長 もし、モデルおよびデータが正しければ、同じ結果が出てくるはずということですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。今回の資料は申請書に記載されている申請者の数字、基地局の数及びパーセンテージをそのまま転記したものでございます。審査に当たりましては、当然、これ自身のベースになるデータも出されておりますので、改めて突合して、この資料のとおりになるであろうと思いますが、間違いがないかどうかを確認した上で審査を進めていきたいと思っております。

○前田会長 確認ですけれども、前回、私もつまらない議論を。もしもたくさん申請が出てきたらどうするのだという話をいたしましたけれども、実際には2者だけであったということで、競願時の審査基準はAからGまで一緒にやるということですね。Eのところでは切るということはないわけですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。幾つか段階があって、まず2者とも絶対審査基準をクリアした段階で、競願に進んだ場合、ご指摘のとおり、既存事業者しかございませんので、最後の6ページで申し上げると、基準Aから基準Gまで一度に審査します。なお、ここにはございませんが、点数配点表も既に説明・公表しておりますが、 $(n - 1)$ 点ということで、絶対審査基準をクリアした数から1点を引いたものを満点としています。今回、2者でございますので、そのまま競願時審査に進めば、各項目1点ずつの配点という形で審査を進めることになろうかと思っております。

○前田会長 ほかに何かありますか。特にこれ以上ご質問もないようですので、どうもありがとうございました。この後、作業も大変かと思っておりますかどうぞよろしく願いいたします。

以上で総合通信基盤局関係の審議を終了いたしました。どうもありがとうございました。

ございました。

(総合通信基盤局職員退室)

○前田会長 それでは、入室を依頼してください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更について (諮問第20号)

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第20号「基幹放送用周波数使用計画の一部変更について」につきまして、野崎放送技術課長から説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 (1) でございますが、基幹放送用周波数使用計画の一部変更について、ご説明させていただきます。

本件は、茨城県の一部地域におきまして、地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境の確保のためのチャンネルプランの一部変更でございます。

変更の理由というところにあります。茨城県かすみがうら市、土浦市などの周辺の一部地域において、地形的な影響等により放送波が十分に届かず、2,500世帯ほどの難視地域が点在しております。

具体的には、パワーポイントの資料を、委員限りということでお配りしておりますけれども、ここに地図がついております。緑色の点と黄色の点、これが2,500世帯の難視地域でございます。緑色は、中継局設置という送信側だけの対策で受信改善が期待できる場所、黄色は、かすみがうら中継局の設置に加えて、高性能アンテナを使うことで解消するということです。

資料の1ページ目に戻っていただきまして、これらの難視地域の解消のため、

中継局を新たに開設するというものでございます。

パワーポイントの資料の2枚目になりますが、本年1月18日をもちまして全国で行われてきた再編りパックが終了したということで、470から770MHzを使用している地上デジタル放送を、470から710MHzへの再編が終了したということで、この710から770MHzについては新しい用途に使えるようになったということでございます。この再編りパックの終了をもちまして、あわせて古い周波数の削除等を行うものでございます。

資料の(2)変更の概要というところですが、このかすみがうら局でございますが、出力が10ワットということで、基幹放送用周波数使用計画で規定する対象となっておりますので、送信場所としてかすみがうらを追加し、使用可能な周波数と空中線電力を追加するものでございます。

あわせて、今回、再編りパックが終了していることから、旧周波数の削除等の規定の整備を行うものでございます。

具体的な規定の整備は、次のページ以降に赤字で書いているところが修正箇所でございます。これに対して、パブリックコメントを実施しておりまして、提出のあった意見をパワーポイントの資料の3枚目につけさせていただいております。

1つ目の意見は個人の方からのご意見で、31チャンネルをかすみがうら中継局で使用することになっておりますが、隣接県との混信があるのではないかと、別のチャンネルに変更したほうがよろしいのではないかと、という御意見です。確認したところ、31チャンネルについては隣接県のプラン局で使用されておらず、混信検討の結果も特に問題はないということで、31チャンネルを使用することに問題はないと考えております。

その下の意見は、今回、再編りパックで放送の周波数は710MHz以下に再編されましたが、ソフトバンクのほか各社からは、52チャンネル以下で使

用することになっているものを、42チャンネル以下にさらに圧縮し、その分を移動通信に割り当てるべきというご意見を頂いております。具体的にかすみがうらについては、29、31、32チャンネルなど、42チャンネル以下の周波数を使うべきということでご提案頂いておりますが、これらご提案のチャンネルを確認したところ、今回元々NHK総合に使用予定の31チャンネルを除き、隣接県の局との混信の可能性が有り、使用は困難です。また、今回の受信改善を目的とした中継局の設置とは直接関係ないご意見ということで、今後の参考意見とさせていただきます。

1件目については、以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

ただいまの諮問事項につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○原島代理 地デジ移行のときの難視聴対策については、まさに移行前にできるだけ難視聴地域が少なくなるように努力されたと思うんですが、ここはそのときに想像されたところなのか、それとも地デジ移行した後、難視聴であるということがわかって、新たに対策しようという形でこういうことになったのか。

○野崎放送技術課長 ここは、地デジ移行の際に難視地域ということで想定されたところでして、実際、今、衛星セーフティーネットで視聴されております。中継局設置がこの時期になった理由は、スカイツリーで難視が解消する可能性があったので、スカイツリーで実際、試験放送が出るまで対策手法の決定を保留していました。ただ、霞ヶ浦の周辺、窪地など、地形的になかなか届かないということで、今回、中継局を整備するという話になりました。

○原島代理 わかりました。

○前田会長 茨城県の県域放送は、水戸から放送しているんじゃないですか。

○野崎放送技術課長 はい。この地域は水戸とスカイツリーの放送エリアの間

に位置するところで、スカイツリーからも十分届かないし、水戸はかなり北のほうですので、水戸からも十分届かないということで、ここで新たに中継局を設置するということです。

○前田会長 ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。ありませんか。

特にご質問、ご意見ないようですので、反対意見もないということで、諮問第20号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 株式会社あいテレビのテレビ放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について (諮問第21号)

(3) 日本テレビ放送網株式会社のテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について (諮問第22号)

○前田会長 それでは、次に進みます。

次に、諮問第21号「株式会社あいテレビのテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について」及び諮問第22号「日本テレビ放送網株式会社のテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について」につきまして、同じく野崎放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 本件は、放送に係る電気通信設備の変更ということで、総務大臣の許可の対象になっておりますが、電監審の必要的諮問事項というこ

とで、今回、諮らせていただきます。

まず1点目は、あいテレビという愛媛県松山市にある放送局に関する案件でございます。わかりやすく説明するために、パワーポイントもご準備しております。

1ページ目でございますが、あいテレビにつきましては、地デジ等の設備運用の経費負担の効率化のために、平成18年6月から中国放送、これは広島県広島市にある放送局でございますが、それと番組送出設備を一部共用して運用しているところでございます。

パワーポイントの資料の1ページ目の下にその図がついておりますけれども、広島市にある中国放送社内に、第2演奏所を設けまして、自社の制作番組は松山市から広島市に送って、広島市の設備で配信しております。JNN系の番組のネット回線も広島市に接続されており、広島市の設備を中国放送と共用することで、設備投資の負担や運営経費の効率化を図ってきたところでございます。したがって、変更理由のところにありますように、あいテレビの自社に設置する番組送出設備は、番組の切替制御に必要な最小限のもので運用してきたというところでございます。

今般、非常災害時等にも迅速に対応できるように、あいテレビの本社内に番組送出設備を集約しまして、こちらのほうで一元的に番組素材の切替、調整、番組送出等を可能とするという設備の変更でございます。

次の案件が日本テレビでございます。2ページ目でございます。

日本テレビにつきましては、ご案内のように、平成16年2月に本社機能を汐留に設置して運営しているところでございます。この汐留において、番組送出設備等も既に予備系を設置して運用していますが、今般、津波等の大規模災害によりまして、汐留の番組送出設備自体が機能喪失して運用できなくなった場合に対応するために、麴町に新たに番組送出設備を設置するということです。

したがって、予備の番組送出設備のさらに予備ということで、場所を違えて追加の予備を設置するということの変更申請でございます。

この2件でございますが、電波法第99条の11によりまして、変更の許可の際には諮問をさせていただくということでお諮りさせていただいております。

3ページ目をごらんください。

この電気通信設備の変更に当たりまして、審査している項目でございますが、放送に係る電気通信設備につきましては、安全・信頼性に関する基準というものがございまして、予備機器等をきちんと確保しているか、故障検出機能があるか、耐震対策を行っているか等というものが省令で決まっております。今回、あいテレビにつきましては、自社内に放送機能を一揃え設置することとなるため、この黄色の箇所について全部審査をしております。

日本テレビの方につきましては、麹町に新たに予備系の番組送出設備を追加するということですので、水色に塗ったところの予備機器の確保と予備機器の機能確認というところについて、きちんと担保されているかどうかを審査しました。その結果、これらの全ての措置を講じているということですので、今回の変更内容に特段の問題はないと考えております。

したがって、放送法の規定に適合した変更ということで、総務省として許可を行いたいと考えておりますので、ご審議いただければと思います。なお、本件につきましては、パブリックコメントの対象ではございませんので、パブリックコメントは行っておりません。

ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 あいテレビのほうについては、今まで恐らく事情があって、かえ

って複雑なことになっていた。それをむしろ単純化して、自分のところで全てしたいということで、ちゃんと設備がしっかりしているようであれば、いいことなのではないかと思います。

それから、日本テレビは、もともと麹町というところを持っていたということで、前回の震災のときを考えて、予備のまた予備ということで、全く問題ないように私は思います。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○松崎委員 麹町の日テレの社屋は、私が中学生のときからあった記憶があるので、かなり古い建物です。耐震対策などはチェック項目に入れたほうがいいような気もしますが、なぜ審査項目に入っていないのでしょうか。

○野崎放送技術課長 メインの放送設備は汐留にありまして、汐留につきましては、もうご案内のとおり、耐震対策とか大規模地震対策とか、全部チェックしております。予備系については、ここにありますように、予備機器の設置と、その予備機器の機能確認が求められています。メインの本設備の方では、耐震対策等含めた一通り、この安全・信頼性基準が求められておりますが、予備機器については、そこまでは求められていないということです。

○松崎委員 新しく建てかわっているかもしれません。

○野崎放送技術課長 番組送出設備は、今回のために麹町の設備は新しく購入して備えると聞いております。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○原島代理 今回は、置かなければいけないものではなくて、さらにというものなので、それを厳しくすると置けなくなってしまう。

○前田会長 よろしゅうございますか。それでは、特に反対意見もないようですので、諮問第21号、第22号は、諮問のとおり許可することが適当である

旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(4) 放送法施行規則の一部を改正する省令案について (諮問第23号)

○前田会長 それでは、次に諮問第23号「放送法施行規則の一部を改正する省令案について」につきまして、同じく野崎放送技術課長から説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 パワーポイントによりご説明をさせていただきます。移動受信用地上基幹放送、具体的に言いますと、V-Highの帯域で行われているマルチメディア放送で、ジャパン・モバイルキャストやmmbiが携帯電話などに対して行っている全国向け放送ですが、平成24年4月1日からサービスを開始し、順次、全国展開を進めております。

これにつきまして、現在、全国展開を進めているんですけども、2ページ目をご覧ください。具体的なサービスの特徴としては、リアルタイム型放送や蓄積型の放送、それと通信ネットワークと連携した放送サービスの提供などを行っているところでございます。

3ページ目をご覧ください。3月末時点でこれまで40の送信所が開局し、全国33都道府県でサービスの提供を行っているところでございます。その中で、ビル等において電波が遮られるために、サービスエリア内でも電波が減衰

してしまうために、電波の強度を確保しサービスの維持を行うギャップファイラー局の開設が必要になってきているということです。このため、今般、3W以下の小規模な放送局、及び中規模の放送局のうち、再生中継を行わない、すなわち非常に簡単な機能で、受けた電波をそのまま端末に向けて再放送するような放送設備で、ビル陰等により放送受信が安定的に行えない地域を補完するのが対象になります。

こうした放送局を置局するに当たって、これまでの大規模な中継局に課していた安全・信頼性基準を中規模あるいは小規模のものについてまで課すか、今回、安全・信頼性基準の措置の見直しを行うものでございます。

4 ページ目をご覧ください。放送局の安全・信頼性基準の一覧でございます。①から⑫まで項目が規定されております。番組送出設備、中継回線設備、あるいは放送局の送信設備について、それぞれ規定されているところでございます。

5 ページ目の右になりますけれども、既存の放送区域内を補完するためにギャップファイラー局を置局して行きますが、この中規模な放送局につきましては、非再生型ですので、放送ネットワークの最下位、いわゆる末端の中継局ですので、さらに他の中継局に伝送するものではありません。このため、この中継局が停波しても影響範囲は限定的なものでございます。また、3W以下の小規模な放送局についても、停波時の影響範囲は限定的で大きくありません。

このようなものにつきまして、安全・信頼性に関する基準について見直しを行うものでございます。

次の6 ページ目をご覧ください。大規模な放送局には全部丸がついており、全て適用ということでございます。(2)故障検出の②にバツがついているのは、緩和されているのではなくて、①の故障等を直ちに検出する機能が必須ということで、①だけしか選択肢がないということです。

今回、中規模な非再生型の局、小規模な局を導入するに当たって、この故障検出の②、及び通常の地震対策は必須ですが、大規模な地震対策、機能確認のうち電源供給状況の確認、屋外設備の公衆による接触の防止について、措置の見直しを行う必要があるのではないかとということでお諮りするものでございます。

7ページ目をご覧ください。一番右の欄でございます。安全・信頼性基準を情通審のほうで議論したときに、小規模な局につきましては、経済合理性も勘案して、主に事故の長時間化を防ぐための措置を重視すべきとされており、例えば、(2)故障検出においても直ちに検出して通知するということしか選択肢がないのではなくて、②のように故障等を速やかに検出して、運用者に通知するような機能も適当ということで、一部答申をいただいております。

8ページ目でございますが、それを踏まえまして、今回のマルチメディア放送局につきましても、故障検出機能については、②の方法も可能とし、また、大規模地震対策、電源供給状況の確認、屋外設備の公衆による接触防止につきましても、中小規模な放送局であるために適用しない方向でとりまとめたものでございます。

なお、中小規模な放送局も実際には、NTTドコモのビル等の通信事業者のビルに設置され当該ビルから電源供給され、屋外設備は公衆が立ち入りにくいビルの屋上に設置されるケースが多いと考えられます。

最後、9ページ目をご覧ください。ご紹介いたしました制度整備によりまして、より柔軟に中小規模の局が設置されることにより、都心部にあるようなビル陰の受信不良の地域をきめ細やかに対応していけるということで、高品質で安定的な電波の受信環境が確保できるというものでございます。

済みません、後でお配りさせて付けさせていただいておりますパブリックコメントについて、個人の方から2件いただきましたが、直接関係ないご意見で

ございました。また、法人からは、当事者になりますが、ジャパン・モバイルキャストイングとmmbiから、今回、制度が整備されることによって、より柔軟に経済的に放送エリアの改善が図れるということで、両社からは賛成の意見をいただいているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。どうぞ、お願いします。

○村田委員 資料の3ページで、世帯カバー率が書いてありますが、過去は実績だと思いますが、将来について、2014年度で世帯カバー率90%の予定と書いてありますが、それは今回のこの議題の中規模以下の放送局をどんどんつくったら90%になるよと、もう織り込み済みなんではないでしょうか。それとも、これとは別に90%の予定ということなんではないでしょうか。

○野崎放送技術課長 今回は、ギャップフィラー局ということですので、既に都心部で通常の放送局がカバーしている区域内のビル陰で受信できないようなところに置局するものです。受信エリア内の受信環境の改善のためのギャップフィラー局の置局であり、世帯カバー率を90%に拡大するために置局するものではありません。

○村田委員 わかりました。

では、これは全く素朴な疑問ですけれども、残りの10%というのは、一体何をしたらカバーされて、残っている10%は一体どんなものではないでしょうか。というのは、確かこの放送は、有料放送ですので各人がお金を払って視聴するかどうかは各人の自由であるものの、せっかくデジタル化で余ったところを、こういう新しいことに活用させようというのであれば、機会は均等であるべきなので、残りの10%は何だろうという素朴な疑問ですが。どういう人たち、ど

ういうところが残ってしまうのでしょうか。

○野崎放送技術課長 目標のカバー率を早く達成するために、県庁所在地等を中心に置局を進め、主要都市50地区を中心に、世帯カバー率を90%ぐらいとなるよう置局を進めていると考えられます。各都道府県でも県庁所在地ではなくて、かなり山合いのところは、まだ残っていると考えられます。

○村田委員 わかりました。

それから、もう一つ質問なのですが、5ページで、今回、なるだけ簡易にビル陰とかのところを埋めていこうということで、冗長構成なしで、停波しても影響の範囲は大きくないから、どんどんそういう小規模な局を置局した方がプラスになるだろうという考え方だと思いますが、ちなみに予定しているのはどのぐらいの範囲でしょうか。1つの小規模の放送局ができて、そこがもし停止したときの影響の範囲はどの程度になりますか。

○野崎放送技術課長 小規模な局で5キロメートルぐらいと考えられます。

○村田委員 最悪5キロメートル走って、どこか違うところへ行けば視聴できるのでしょうか。

○野崎放送技術課長 ギャップフィラー局は、大規模局の放送区域と放送区域を二重化して使われますので、ビル陰等で電波の入りが悪いところにピンポイントで置局するため、5キロメートル以内でもビル陰から抜ければ、他の大規模局からの電波が入ると思われれます。

○村田委員 わかりました。そうすると、平時において、より便利に、より受信しやすくするというだけということですね。わかりました。ありがとうございました。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

○原島代理 似たような確認ですけれども、たしか3年前の暑い夏に2社競合してというのがありまして、今回の話は、そのときの審査基準を変えるという

話ではなくて、審査基準を全部満たした上で、当時もギャップファイラーという話がありましたから、ギャップファイラーをきちんと置局するために、こういう技術基準を決めようと、そう考えていいわけですね。大規模放送局だけでは、その時に考えていた計画の実施が無理だったから、中小で補おうということではないと。それだけは確認しておく必要があると思いますので。

○野崎放送技術課長 ご指摘のとおり、当時から放送区域内の受信環境改善のためにギャップファイラー局で補完させるという考え方はありましたが、今般、主要な中継局の整備が進む中、放送エリアの受信環境をより改善していくために、ギャップファイラー局の置局を検討しているということで、新たに制度整備をしようとするものでございます。

○原島代理 わかりました。こういう形でカバーを広くすることによって、せっかくのV-Highのマルチメディア放送ですから、広く使われるようになるための方策を、いろいろ難しいところももちろんあるかと思いますが、ぜひとっていただければと思います。

○前田会長 ありがとうございます。ほかには。

特にないようですので、諮問第23号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ありがとうございます。特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。お願いします。

(5) 日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について (諮問第24号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第24号「日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について」につきまして、小澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○小澤国際放送推進室長 説明資料に基づきまして説明します。

まず、申請の概要でございますが、廃止しようとする協会国際衛星放送の業務は、外国人向け協会国際衛星放送、いわゆる24時間英語放送のNHKワールドTVです。それを運用している会社は、ベトナムにあるヴィーティーシー社、衛星は東経100.5度にあるアジアサット5という衛星、周波数は12,297MHzです。これにより、ベトナムにおける視聴可能世帯数は約2万世帯です。

廃止を必要とする理由ですが、NHKはこのヴィーティーシー社と契約して、平成22年7月1日からベトナムの約2万世帯に対して衛星放送をしていたのですが、今年の1月下旬になりまして、先方から「前年の24年3月下旬から放送が中止されている」という通知がありました。これまでにNHKは、放送の確認をして、先方からは放送していますという説明を受けていたのですが、衛星の信号が弱く放送できないなどとの理由を示して、実は大分前から放送をとめていたということが発覚したものでございます。

NHKは、抗議するとともに、放送の再開を強く求めていたところ、先方のヴィーティーシー社からは、別の衛星で放送を再開しますとの話もあったのですが、その後も具体的な動きがなく、5月下旬にNHKは速やかに放送を再開しなければ契約を解除したいという通告を文書にて行いました。結局、放送再開の意思をヴィーティーシー社が示さなかったことから、放送再開困難という

ことで契約を解除し、廃止したいということでございます。

なお、この放送に関しNHKは費用負担をしていません。ベトナムにおきましては、他の衛星事業者やケーブルテレビ事業者で、約190万世帯がNHKワールドTVを視聴可能とのことでございます。

認可が得られましたら、平成25年7月16日に契約を解除し、放送を廃止したいということでございます。

続きまして、3ページの審査の結果でございます。NHKの必須業務である協会国際衛星放送や、それに対する総務大臣の要請放送の実施に支障が生じるかどうかということについては、この衛星放送がなくなったとしても、依然として基幹衛星であるIS-19、20の放送区域に含まれておりますし、全世界の視聴可能世帯数に対して今回の約2万世帯という数は非常に少ないといえますので、影響は非常に少ないと考えます。

また、廃止の理由でございますが、これはヴィーティーシー社が一方的な理由により放送を中止してしまったということで、やむを得ないものと考えます。よって、申請のとおり廃止の認可をすることが適当であると認められました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 これは極めて特殊なケースなのか、それとも、最近こういうものが増えつつあると考えていいのか。

○小澤国際放送推進室長 NHKは、海外のいろいろな放送事業者と衛星放送の契約を結んでおりますが、有償契約であれ、無償契約であれ、基本的には信義則に基づいて、放送していただけるというのが普通であり、今回は非常に例外的なものと捉えているということです。

○松崎委員 審査の結果はやむを得ないと思いますが、このベトナムの会社の

契約終了はどのような事情だったのですか。

○小澤国際放送推進室長 初めは、衛星の信号が弱く放送できないという理由でしたが、どうも財政的な理由からこれまで使っていた衛星を別の衛星に変え、その衛星に空きがなく、放送できなくなったものと思われます。先方の会社によりますと、NHKだけではなく、他国の国際放送も中止されているということです。

○松崎委員 国際放送の契約を結ぶときに、相手方の会社の財政状況などは調査するのでしょうか。

○小澤国際放送推進室長 多分、そこまで詳しい調査はしていないと思います。NHKや代理人としては、基本的に、放送事業者という、その国の中でも信頼の置ける会社と契約していますので、今回はNHKとしても非常に面食らっております。

○松崎委員 電波が弱くなったという言い訳で切り捨てたかったということではないのですか。

○小澤国際放送推進室長 NHKによりますと、先方の担当者にメールや電話をしても、1カ月ぐらい返事がないという状況で、1月末にこの話が分かっただから、初めはNHKとしては放送再開を求めたのですけれども、回答もない、あっても遅いということで、時間がたってしまい、今の時期になってしまったとのことです。

○原島代理 もともとお金の動きが全くないものですから、損害賠償などの対象ではないということですね。

○小澤国際放送推進室長 はい。

○村田委員 しかもこれは法律の立てつけを見ると、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始するときは届出なのですね。ところが、廃止するときには、今回のように総務大臣の認可を受けなければいけない。この仕組みを見る

限り、開始するときは、流してくれるのだったらたくさん流してもらったほうが良いということで、国際放送を積極的にやりましょうと。基本的にこちら側に負担がなければ、やってもらいましょうということなのでしょうね。

ただ、さすがにここまでになると、先ほど松崎委員からの指摘もあったように、言い訳も本当なのでしょう。たしか6月の審議会でもインドネシアの会社が同じような案件がありましたね。

○小澤国際放送推進室長 チャンネルの構成を変えたいので、NHKワールドTVをやめたいということでした。

○村田委員 事前にこちらサイドにやめますという連絡もきちんと来ていたので、適切な取引でした。対象世帯が少なからうと、ダブらうと、国際放送に寄与するのでやってくれるのだったらやってくださいということですが、ちょっとひどい扱いだなと思いました。

○原島代理 やめる場合は、既に視聴されている方にとってかなりマイナスになる可能性があるから、きちんと手続をしよう、やる場合には、今までなかったものがあつたほうが良いというレベルですので、比較的簡単な手続で可能にしようということなんですね。

○前田会長 インドネシアのケースも今回のケースも、いずれにしても放送をしている事業者の側に何らかの選択基準があつて、その結果としてNHKが両方とも落ちたという構図になっているので、何か問題があるのかどうか。視聴率が低いというのはあるかもしれませんが、それ以外にきつくないんでしょうね。わかりませんが、変な話、他の外国の番組は必ずそちらに入るけれども、日本の番組は入らないという恣意的な行われ方というのはないんでしょうか。

○小澤国際放送推進室長 そこまでの事情は、残念ながら確認されておませんが、今回のベトナムの件では、いろいろな国の国際放送も一緒にはじき出されておりますので、そういう点では恣意的なところはないのかなとNHKは言

っております。

○原島代理　そういう意味で、特に外国に比べてNHKがどうという話では全くないと思うんですけれども、逆に外国に比べてNHKがはるかにおもしろくて、視聴率がすごい高いということになれば、また変わってくる可能性もあるかもしれない。本当はそうなってほしいという気はしますね。

○松崎委員　番組制作の予算は増えていますよね。

○前田会長　外国によっては、その国が相当金を出して、その国のチャンネルをたくさん配信しているところもあると思いますので、ある意味ではいろいろなことがある国際情勢の中で、少し気になるころではあります。日本側も、これは無償ですけれども、有償で放送を増やすような行為が、この話とは別件になりますけれども、あってもいいのかなという気がいたします。

○原島代理　日本の戦略として、どういう形をとるかということですね。今回は、これは仕方ないと思います。

○前田会長　それでは、本件について、ほかにご意見ありますでしょうか。

特にないようですので、諮問第24号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会平成24年度決算の概要について

○前田会長 次に、報告事項といたしまして、日本放送協会平成24年度決算の概要につきまして、秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 それでは、1件ご報告でございます。日本放送協会におきましては、事業年度経過後3カ月以内に業務報告書と財務諸表を総務大臣に提出することが放送法の規定によって求められております。実際、6月25日にNHKにおきまして経営委員会で議決後、総務大臣のほうに提出がございましたので、その決算の概要について、ご報告させていただきます。

予算との比較表でお示しさせていただいております。一般勘定につきまして、24年度予算におきましては、事業収支差金ゼロ、すなわち収支均衡予算を組んでおりました。決算時点で見ますと、これが195億円の黒字決算になってございます。なぜこのような黒字決算になったのかという点を、表の右側、増減表でお示ししてございます。主立ったところをご説明させていただきます。

まず、事業収入につきまして、想定よりも受信料収入が増えたということでございます。これは、地上契約の契約数が増えたということと、衛星契約数も増えたということによるものでございます。

それから、事業支出につきまして81億円の削減をしてございます。このうち予備費につきまして、不測の事態に備えて30億円、予算の段階では積んでおりましたけれども、結果、これは使用しなかったということで、30億円の節約。そのほか、減価償却費の減等々によりまして51億円の経費削減を講じまして、総計で81億円の事業支出の減ということで、195億円の事業収支差金が生じたということでございます。この195億円の事業収支差金につきましては、放送センター建替のための積立金に積み立てるということが、6月25日の経営委員会で議決されております。24年度末、すなわち25年3月

末現在で建設積立金 5 8 3 億円が積み立てられておりました。これに、2 4 年度の収支差金 1 9 5 億円を加えまして、現在では 7 7 9 億円が建設積立金残高となっております。

次のページ、おめくりいただきたいと思えます。一般勘定と別の番組アーカイブ勘定に関し、NHK オンデマンドにつきましては、受信料収入とは別の料金を徴収いたしましてオンデマンドサービスを提供しております。これにつきましては、視聴料収入の伸びが想定を下回りまして、予算対比で 1 0 億円少なく、事業支出を抑制いたしましたけれども、事業収支は 1 1 . 4 億円の赤字となったということでございます。

これらが決算の概要でございます。

3 ページにお進みいただきたいと思えます。財務諸表のほかに業務報告書を作成することがNHKには求められております。業務報告書の記載事項については、放送法施行規則 3 0 条に規定がございまして、そのうち主立った項目をこの表でまとめてございます。放送番組の概況は、省令 3 0 条の 2 号でございます。それから、営業及び受信関係業務の概況が同条の 4 号に当たります。これらのうち、主立ったところをご説明させていただきます。

放送番組の概況につきましては、この電波監理審議会におきましても認可をいただいて実施しました特認業務として、ロンドンオリンピック大会におきまして、NHK 及び民間放送による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目につきまして、生中継映像をインターネットを通じて提供し、これが 2 0 競技に及んだという業務報告がございます。

それから、次の項目、営業及び受信関係業務の概況につきましては、昨年 1 0 月から受信料を値下げいたしました。これを受けて、NHK では営業活動、支払督促等を強化いたしております。2 4 年度中に支払督促の申し立てを 1 , 6 3 9 件行いました。これは前年度と比較いたしますと倍増でございます。そ

れから、強制執行の申し立てが138件でございます。これは、前年度は11件でございますので、これも大幅増になってございます。民事訴訟の提起も51件に及んでおります。これは、前年度は5件でございますので、こちらの取り組みも強化しているということでございます。あわせて、この項目のうちの4ポツ目でございます。新たに都道府県別世帯支払率を公表してございます。昨年9月末に初めて都道府県別の支払率を公表いたしました。今年の5月末に再度、24年度末の都道府県別のデータを公表しているところでございます。

あと、主立った項目といたしましては、放送技術の研究といたしまして、ハイブリッドキャストの実現に向けた研究を進めたこと、そして、要員につきまして80人の純減を実現したこと等が記載されております。

業務報告書と決算の概要について、以上、ご報告させていただきます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問、ご意見ありますか。

○原島代理 もともと平成24年度予算のときに受信料額を値下げするということを織り込んで、こういうことをしたと思いますが、このときに契約数が増えるだろうというのと、受信料を値下げする、それで減るだろう、両方入った予算になっているわけですね。そのうちの受信料値下げで、大体どのくらいマイナスになったのでしょうか。

○秋本放送政策課長 受信料値下げによる減収要素は218億円。これに対し、増収活動を205億円講じたという説明でございまして、受信料収入の減を押しとどめたという説明を受けてございます。

その点、23年度決算と比較していただければと思います。23年度決算で受信料収入は6,401億円でございます。24年度決算では、これが6,387億円ということで、14億円程度の減少にとどまっております。もともと24年10月から受信料を引き下げることによります、半年分の減収要因が2

18億円ございました。この218億円を、営業活動の強化によって14億円にとどめたというのが、決算ベースでの比較になります。

○前田会長 先ほどの放送センターの建設積立金云々というのがあって、どこがどう関係しているのかなと思ったんですけども、もともと昨年度末は建設積立金はゼロであった。24年度に入って、23年度中の収支差金を積み立てて、それが223億円。それから、もともと別途積み立ててあった繰越金は360億円。それを足すと583ということですね。

○秋本放送政策課長 はい。

○前田会長 さっき195億円の24年度の差金について積み立てると言ったのは、これは25年度に積み立てるということですね。

○秋本放送政策課長 さようでございます。

○前田会長 今の時点でもし切ることができるのであれば、足したものの700幾らが既に積み立てられているという意味ですね。

○秋本放送政策課長 はい。23年度末、すなわち平成24年3月末がゼロ、24年度末、平成25年3月末が583億円でございます。6月25日の経営委員会の議決をもちまして、195億円分の事業収支差金を建設積立金に積んだ結果、1ページの末尾にございますけれども、779億円の建設積立金残高に現在はなっております。6月25日以降は、そのようになっているとご理解いただければと思います。

○原島代理 最終的にどれぐらい必要なんですか、放送センター建替のために。

○秋本放送政策課長 最終的に幾ら必要かという構想は、まだ示されておられません。

○原島代理 また来年もかなりの黒字を出さないと、放送センターは建たないのか。

○南大臣官房審議官 これだけでは必ずしも十分な水準とは言えないと思って

おります。

○前田会長 単純な質問ですけれども、NHKさんは借入金はできないのですか。

○南大臣官房審議官 できます。

○前田会長 そういうことですか。実際に建設するときは、別に全額を待たずにできないことはない。

○南大臣官房審議官 そうです。放送債券を発行することもできますし、いろいろな手立てが。

○前田会長 お金の調達の方法としては、借入金か債券を発行するかということですか。

○南大臣官房審議官 そうです。

○前田会長 なるほど。あとは収支を上向けるかどうか。

○原島代理 難しいですね。NHKの場合に、黒字が出れば万々歳というものでないわけで、そのもとになっているのは国民の受信料ですから。しかし、一方で単年度で黒字を出してはいけない、その分安くしろということになると、長期的に運用ができなくなってしまう。社屋とか、そういうものも含めて運用できなくなってしまうということで、その辺のところをきちんと国民の理解を求めることが大切だろうなと思います。

○松崎委員 建替は何年度ぐらいに予定されているのですか。

○南大臣官房審議官 全く予定が立っていません。東京オリンピックのときの国際放送センターをそのまま今の放送センターにしています。

○村田委員 そうですね、競技場の裏のところに。

○原島代理 ですから、相当古い。

○村田委員 東京オリンピックは1964年ですから。

○前田会長 この費用の中に償却という概念はあるんですね。国はないかもし

れないけれども、ありますね。

○秋本放送政策課長 はい。

○前田会長 ということは、この費用は実際にはキャッシュフローベースで言うところ、こんなには出ていなくて、どこかでその分だけ現金が余っているということですね。

○秋本放送政策課長 はい。

○前田会長 お金の使い方というのは、いつも同じような質問をしているのかもしれないけれども、どこかでやっているんですか。資金調達計画とか、そんなものはこの間やったんですかね。

○秋本放送政策課長 資金調達と申しますか、現在、銀行借入れはそれほどないんです。かつて地デジ投資を行う前に、平成13年度までは放送債券を発行して資金調達しておりましたが、これも平成23年までに全て償還しておまして、現在は一息ついている状況でございます。仮に新放送センターにつきまして、いつまでにどれくらいの投資を要すると。その構想の具体化を進めることというのが、平成25年度予算に総務大臣意見として付させていただきました。すなわち、まだ具体化しておりませんので、具体化してまいりますれば、放送債券で幾ら調達し、銀行借入れ幾ら調達し、積立金で幾ら補うかという点が明らかになってこようかと思っております。

○前田会長 こういうバランスシートは、同時には出さないものですか。

○秋本放送政策課長 バランスシートは、この財務諸表の提出で実際にはなされておまして、このバランスシート自体は。

○前田会長 ここにないだけですか。

○秋本放送政策課長 ええ。私どもに提出された後、私どもから会計検査院に送りまして、会計検査院のチェックを受けることになります。NHKのバランスシートは、会計監査人のチェックと、経営委員会における監査委員のチェッ

くと、会計検査院のチェック、3段階のチェックを受けることになります。

○前田会長 さっき申し上げた事業収入というのは、ほとんど受信料なので、キャッシュそのものですね。そのほかに設備投資を費用化した分がキャッシュとしてどんどん残るはずだから、もっとずっと豊かなんだなと。今、特にバランスシートがないので、どのくらい償却しているかというのが出ていないので。

○原島代理 ちょっと別件で、今回、一般勘定と番組アーカイブ業務勘定が2つ出ているんですが、これはこのように決まっているということで、仕方ないと思いますけれども、番組アーカイブのほうがマイナスであるというのをどう見るかというのは非常に難しいと思いますね。まず、事業収入だけ見ると、確かに赤字ではあるけれども、平成23年度は9.8億円、それが13.5億円、着実に増えていると見ていいわけですね。一方で、もともと赤字予算であるし、かつ思ったほどは伸びなかったということで赤字が増えたということだと思いますが、これを赤字だからやめてしまえという議論になるのか、それとも番組を見逃した方へのサービスだと考えるのかによって、随分この評価が違ってくる。

もともといろいろな経緯で、こういう別勘定にするというのは理解できますけれども、解釈は注意しながらやらないと、本来のサービス、視聴者から見て一番何がいいかということにも関係するように思いますね。そういう感想を持ちました。

○前田会長 NHKの業務の範囲の問題ですね。

○原島代理 はい。いろいろな事情から2つに分かれている。

○前田会長 放送と密接不可分なのかどうかというところですね。ここは、不可分だという範囲だと。

○秋本放送政策課長 この番組アーカイブ業務につきましては、NHKが定めて総務大臣認可の対象とされ、認可する際には、電波監理審議会にお諮りして

おります業務の実施基準に基づいて実施されております。この実施基準の中に、25年度時点の収支を見て、NHKみずから業務の見直しを行うという1項が入っておりますので、25年度に彼らとして鋭意取り組んでいただいて、25年度の状況を見て、どう収支を見直してくるかという、まずNHKの判断になるかと思っております。

○山本委員 ちなみに、平成25年度の予算では事業収入はどれだけなんですか。

○秋本放送政策課長 番組アーカイブについてですか。

○山本委員 番組アーカイブです。この表を見ると、決算と予算がずっと乖離した状態が続いているような。

○原島代理 希望的観測。

○秋本放送政策課長 平成25年度の番組アーカイブ勘定について赤字予算を組んできておりました。どういたしましょうか、必要があれば別途。

○山本委員 いや、また自分で確認しますので、結構です。

○松崎委員 感想ということで言わせていただくと、知られていないと思います。とにかく周知広報がなされていない、だから利用が低いということだと思います。そのための広報費を予算でこれだけ取っているのに使い切っていないというところが、知られるための努力を積極的に行っていないということでは。

○原島代理 ここは節約するなど。

○松崎委員 その通りです。新製品などもそうですけれど15%でしたか、購買者がある一定の割合を占めないと広がらないと言いますね。ちまちまやっていると、いつまでたっても認知されないなので、せっかくの予算は使い切り、さらに予算を増やして貰うというくらいの意気込みで広報に力を入れてほしいです。

○南大臣官房審議官 今、朝ドラの「あまちゃん」人気が非常に高うございまして、このビデオオンデマンドのサービスのベスト200ぐらいのうち、七十

七、八話ぐらいまで今まで朝、放送しているんですけども、全部ランクインされている。というぐらい、皆さん見逃し視聴をしているようで、そういうすぐれたコンテンツもようやく出始めている。

○松崎委員 それをテロップで出す。見逃した方向けに。

○南大臣官房審議官 そのPRも全然足りない。

○松崎委員 そちらが大事です。知人に会津出身の方がいるんですが、いまだに会津の町は「八重の桜」で活気づいているそうです。地域は活気づいているのに、なぜアーカイブは活気づかないのかと思うのですけれども。

○原島代理 朝ドラは土曜日にまとめてやっていますから、そういう戦略もあるのかもしれない。

○南大臣官房審議官 BSでやっているにもかかわらず、見逃し視聴で「あまちゃん」を相当見ていらっしゃるというのをどう判断したらいいのか。

○松崎委員 そういう情報を流すと、「じゃ、見たい」とどんどん増えていくかもしれないですね。

他にも、学校教育にもっと導入するようアプローチをしていただきたいと思います。 「ガイアの夜明け」や就職関連の企画など、学生に見せたいものがいっぱいあるのですが、忙しくてビデオを撮らなかった…となることが多いので、積極的に申込み画面を流すとかダイレクトメールを送るなど、積極的にセールスするようなことをしていただきたい。ホームページに専用の申込みページを作り、取り寄せたいものにクリックするだけでOKというように。パソコンソフトのアカデミックパックのように、学校教育での利用なら無料でとか半額でとかにすれば利用率は高まるのではないかと思います。ぜひ、よろしく願います。

○原島代理 長期的に言うと、また難しい問題があつて、全チャンネル、全部録画することができるというのがすぐそこに来ていますから。そのときにこうい

うサービスは一体どういう位置づけになるのか。

○松崎委員 メディア弱者の人々に対する保護。海外に住んでいる高齢者へのサービス、介護施設などでも喜ばれるのではないのでしょうか。

○原島代理 ですから、場合によったら、全体のサービスの中に入れて無料化してもいいぐらい。考え方としては、そういうのもあり得るという。

○前田会長 いっぱい議論もあると思います。特に民放側の方々から。

○原島代理 NHKだけで考えるわけにはいかないという問題はありますから。

○松崎委員 官の民に対する圧迫という批判が出てきたり…。

○南大臣官房審議官 勘定を分けて見せるということは、赤字のほうが民放も新聞協会も安心して見てくれるわけですね。これが余り黒字過ぎると、また民業圧迫かみたいな話になりかねません。

○前田会長 ご意見、いろいろありがとうございます。ほかにございますか。

特に本報告についてほかにないようでしたら、これで報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日予定した審議事項は全て終了いたしましたので、これにて終了いたします。

次回の開催につきましては、平成25年9月11日、水曜日、15時からを予定していますので、よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。